

医師会が関わる産業保健の現状

2022, 11, 14

日本医師会常任理事

山形産業保健総合支援センター所長

神村裕子

産業医の活動形態 ※1

嘱託産業医 71%

専属産業医 5%

兼業産業医 25%

勤務先の産業医（診療・管理等の他業務も兼任）

「日本医師会認定産業医」制度

- 平成2年発足。総数 107,315人（有効人数 70,208人） ※2
- 基礎研修 50単位以上（産業医活動を行うために必要な基本的知識・技術を修得）を終了した場合申請可能

本業の傍ら、各事業場に応じた内容で、
産業医活動をする者が殆どである。

※1：産業医活動に対するアンケート調査（H27年 日本医師会）日本医師会認定産業医の中から無作為で抽出した1万人（複数回答）

※2：R4.10.27現在。有効人数とは 総数から死亡者、辞退者および有効期限切の者を除いた人数。

日本医師会認定産業医制度の概要

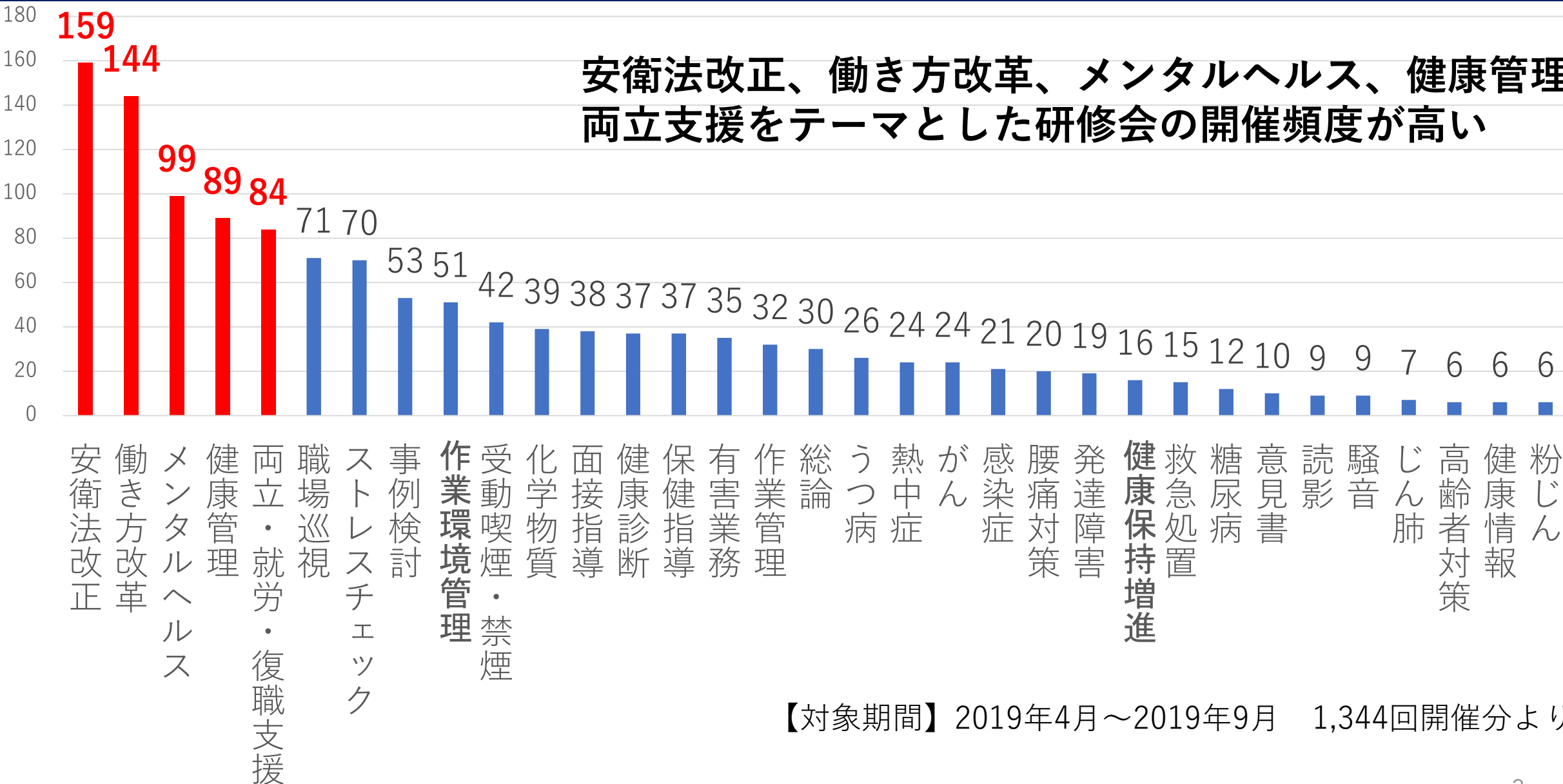
(日本医師会産業保健委員会「平成26・27年度 答申」より)

目的・認定

- 日本医師会は、産業医の資質向上と地域保健活動の一環である産業医活動の推進を図る
- 所定のカリキュラムに基づく産業医学基礎研修50単位以上を修了した医師、又は、それと同等以上の研修を修了したと認められる医師に申請に基づき日本医師会認定産業医の称号を付与し、認定証を交付する
- 認定証は、有効期間5年間に、産業医学生涯研修20単位以上を修了した医師について更新が可能
- 各種手続きの窓口は都道府県医師会

認定産業医研修会テーマ別実施状況

安衛法改正、働き方改革、メンタルヘルス、健康管理、
両立支援をテーマとした研修会の開催頻度が高い

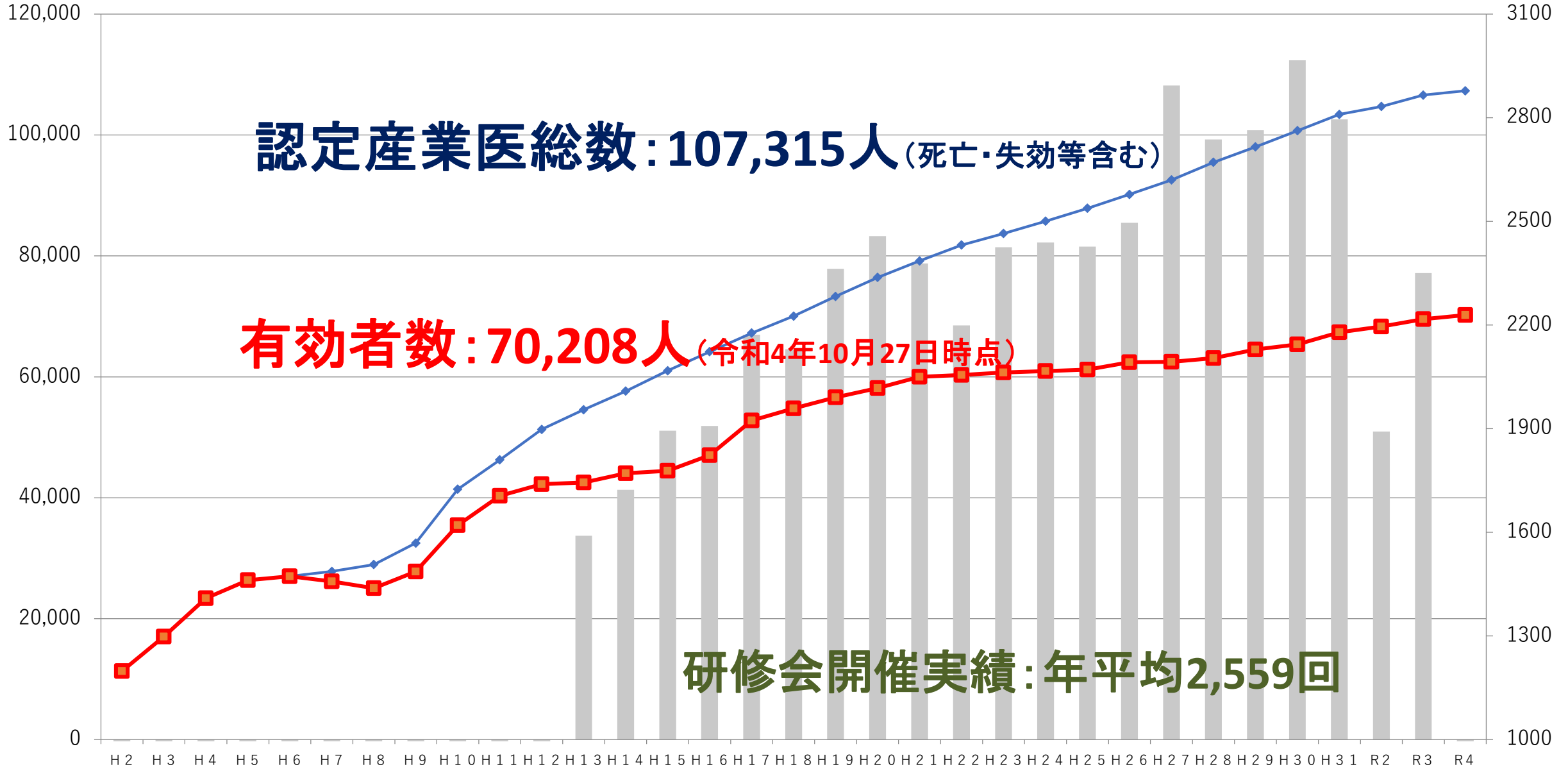


【対象期間】 2019年4月～2019年9月 1,344回開催分より集計

年度別認定産業医推移

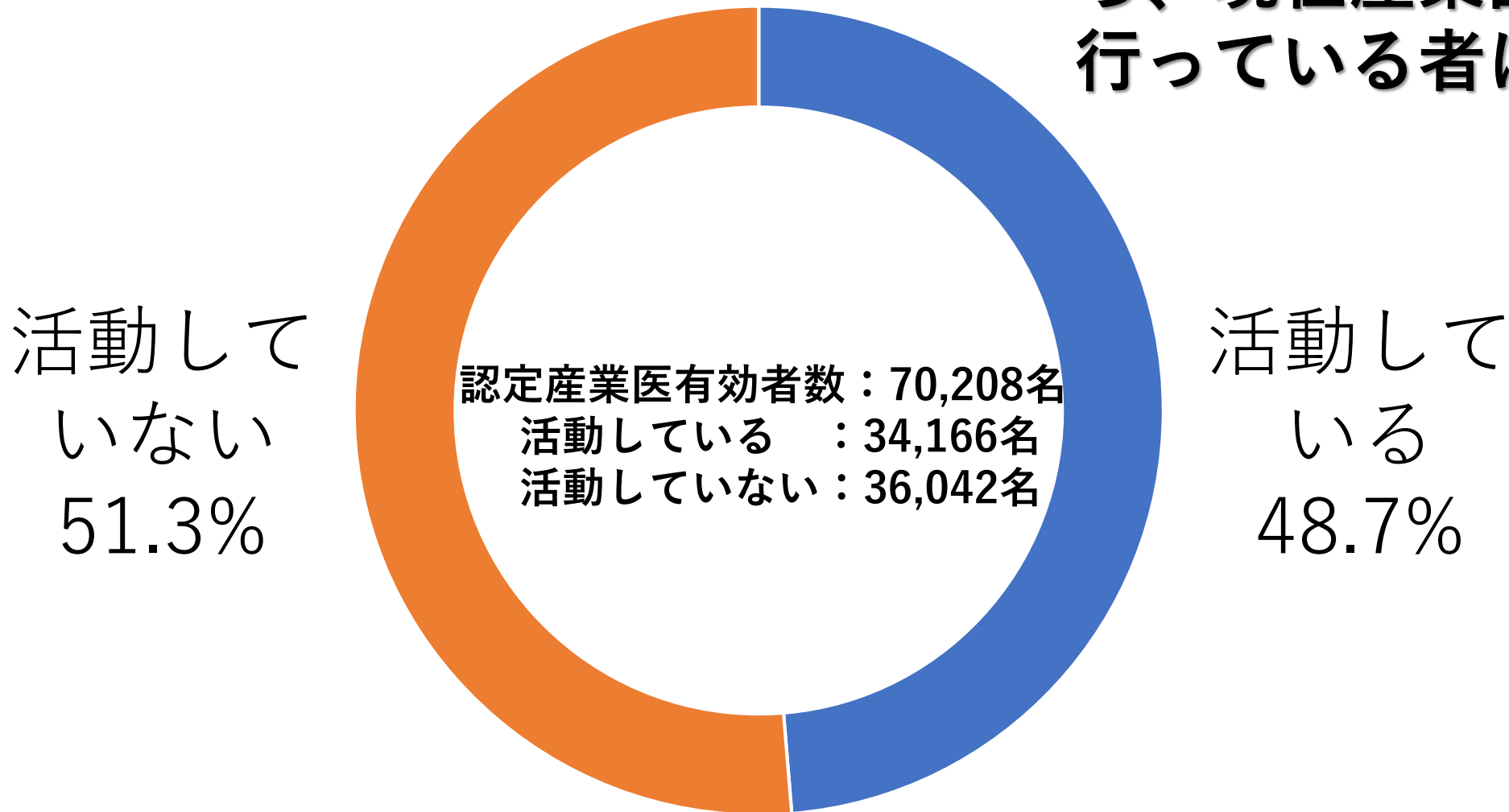
【単位:人】

【単位:回】



【2022年10月更新】日本医師会認定産業医会内データ／認定産業医指定研修会年度別申請受付データより(R4は10/27時点)

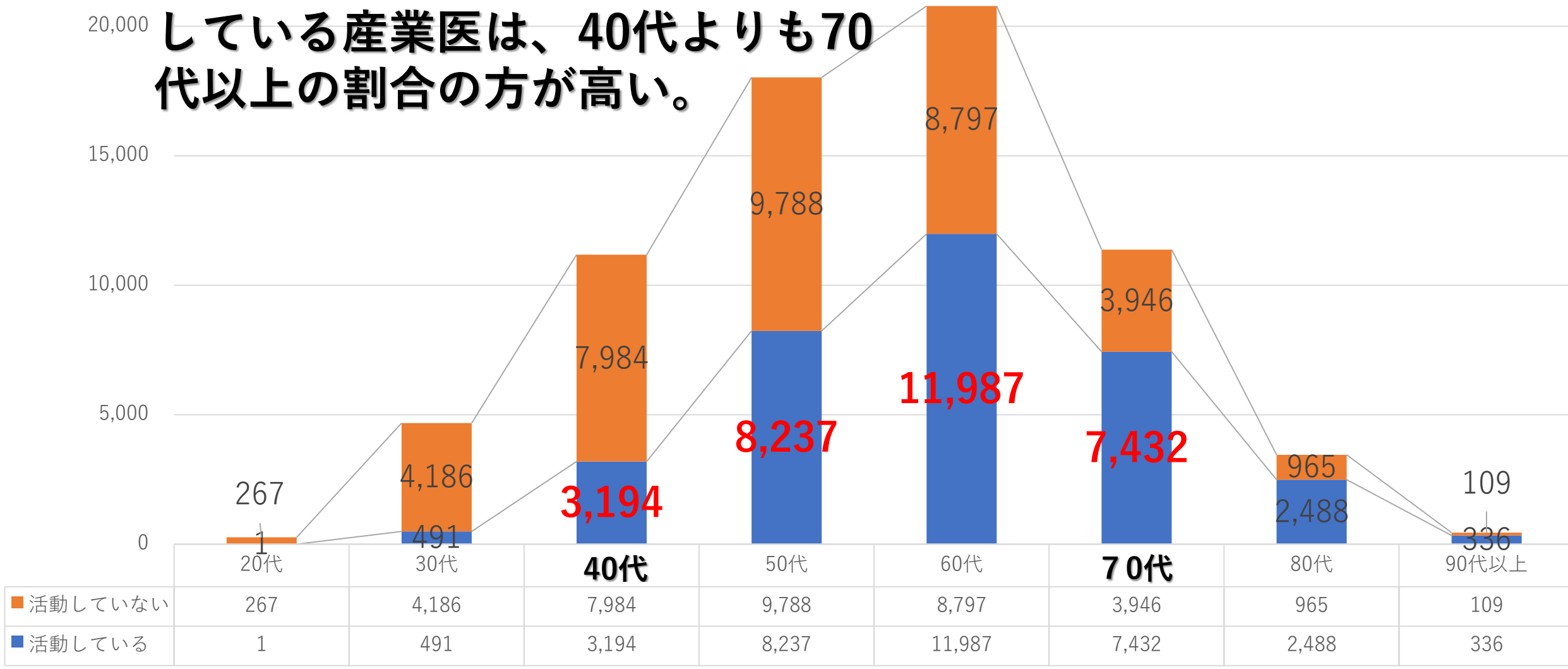
認定産業医有効者のうち、現在産業医活動を行っている者は半分弱



年代別産業医活動実態割合

認定産業医有効者数：70,208名
 活動している：34,166名（48.7%）
 活動していない：36,042名（51.3%）

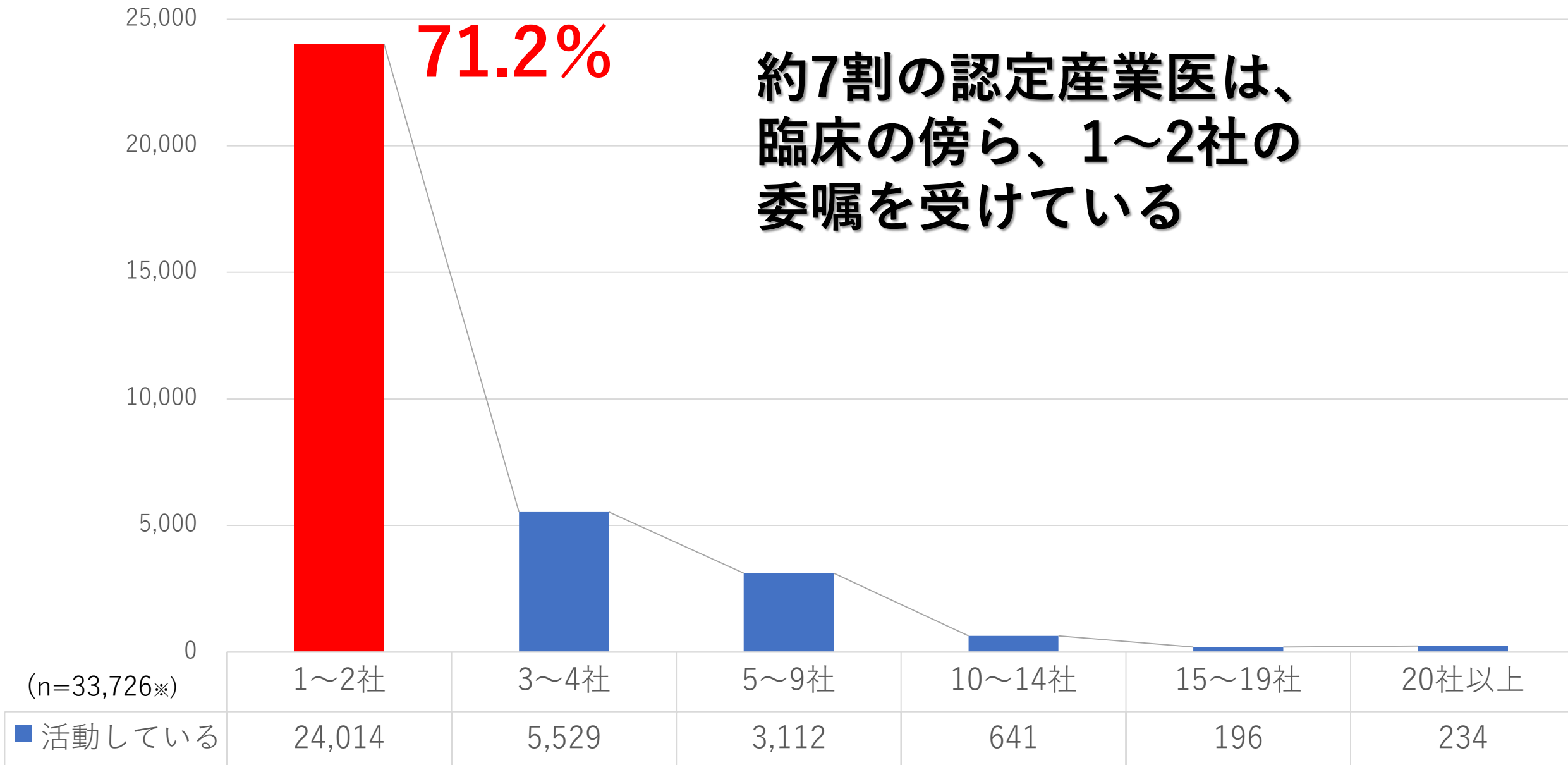
50～70代の割合が高く、また活動している産業医は、40代よりも70代以上の割合の方が高い。



【2022年10月】日本医師会認定産業医会内データより

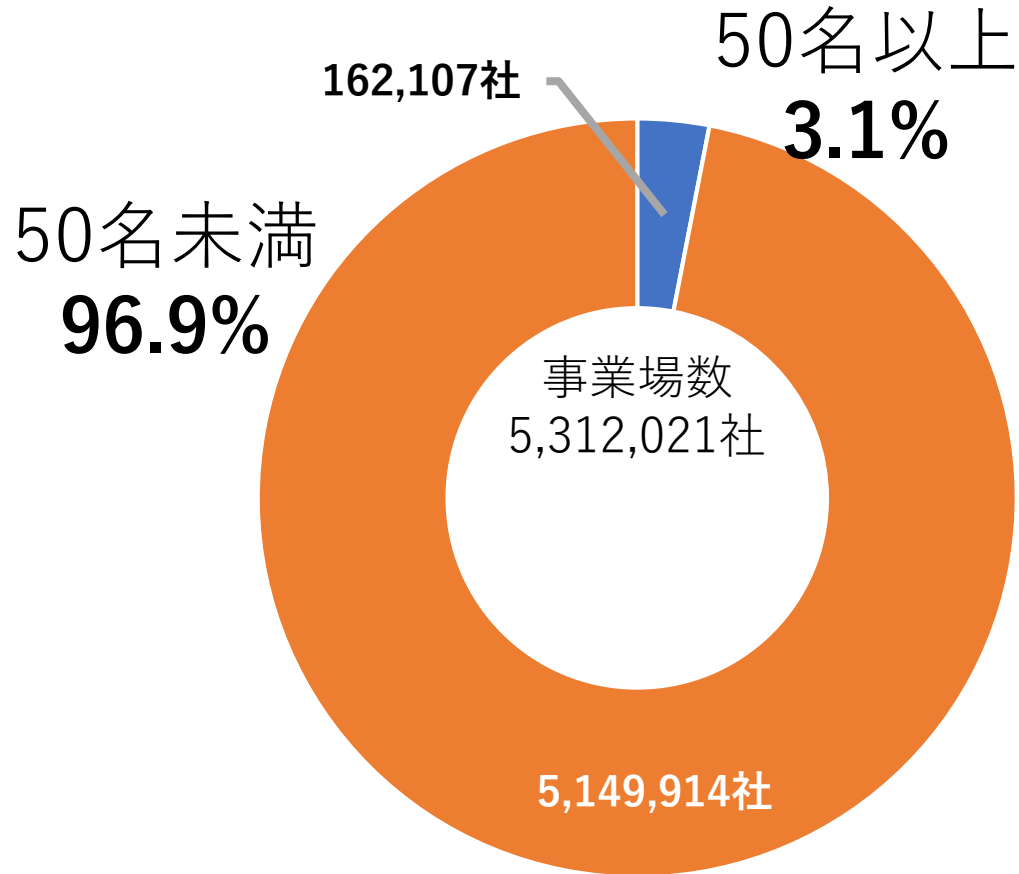
■ 活動している ■ 活動していない

産業医が委嘱を受けている事業場数

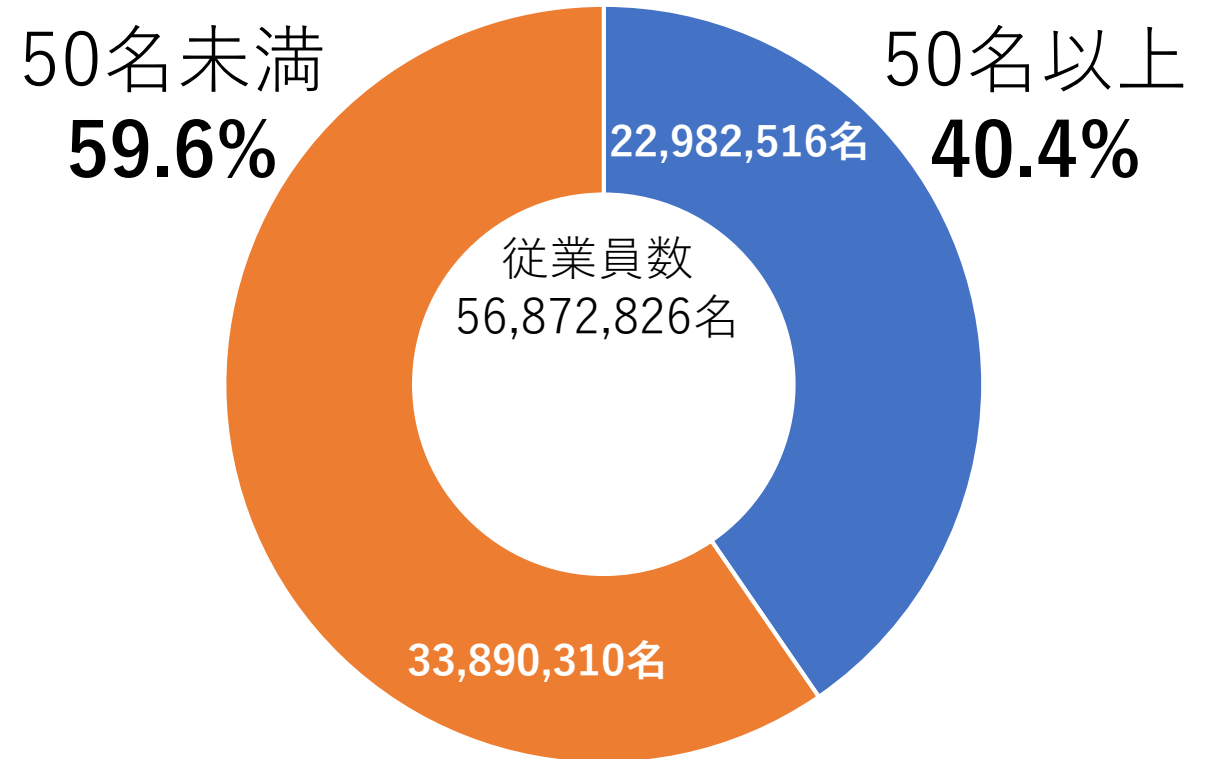


※:【2022年10月】日本医師会認定産業医会内データにおいて「産業医活動をしている」もの(34,166)のうち事業所数の回答があるもの

事業規模別事業場数



事業規模別労働者数



産業医選任義務のない事業場で働く労働者が約6割

産保センター事業

産保センター

都道府県ごと

産業保健
スタッフ向け
の支援

専門的
相談

専門的
研修

地産保

健康診断の結果
についての医師
からの
意見聴取

概ね監督署ごと
全国約350か所

長時間労働者や
高ストレス者に
対する
面接指導

50人未満の小規模
事業場向け

労働者のこころ
とからだの健康
管理に関する
相談

登録産業医や登録
保健師等による個
別事業場の
訪問指導

地域に根差した医師の活動

1. 地域の時間外・救急対応	平日夜間・休日輪番業務、地域行事の救護班、在宅当番医、休日夜間急患センター、電話相談業務など（災害時には救護所・避難所への巡回診療、感染症拡大時には検査センターへの出務など自らの地域を守る活動）
2. 行政・医師会等の公益活動	医師会・専門医会・自治会・保健所関連の委員、警察業務への協力、防災会議、地域医療に関する会議、地域ケア会議の出席、障害者認定審査会、介護保険認定審査会など
3. 地域保健・公衆衛生活動	母子保健、乳幼児保健（1歳6か月児健診・3歳児健診）、学校保健（学校健診、学校医活動）、学校健康教育（性教育、がん教育、禁煙・薬物教育等）、 産業保健 （地域産業保健センター活動、職場の健康相談、産業医活動）、事業主健診（特定健診・特定保健指導）、高齢者保健（高齢者健診・認知症検診）、予防接種（定期・その他）、がん・成人病検診、市民公開講座（健康講座・介護教室）、精神保健、健康スポーツ医活動など
4. 多職種連携	訪問診療等の在宅医療ネットワークへの参画、介護保険関連文書の作成（主治医意見書等）、多職種との会合（ケアカンファレンス等）、ACPなど

- 嘱託産業医の多くは、診療という本業の傍ら産業保健を支えている
- 日本医師会ではこれまでも産業医選任基準30人以上を求めている
- 小規模事業場も含むすべての労働者に産業保健サービスを！

産業医が行うべき業務

(法令で**産業医**が明記されている職務)

- 1) 職場巡視を行うこと (則第15条第1項)
- 2) 衛生委員会 (安全衛生委員会) に参加すること (法第18条第2項第3号)
- 3) 健康診断及びストレスチェックに関する 労働基準監督署への報告書を**確認**し、捺印※すること (則第52条様式第6号、則第52条の21様式第6号の2、有機則第30条の3様式第3号の2、他)
- 4) **職業性疾病を疑う事例の原因調査と再発防止**に関与し、助言や指導を行うこと (則第14条第1項第9号)

※改正労働安全衛生関係法令 (令和2年8月28日公布・施行) により、現在はこれまで必要だった医師や歯科医師の押印 (電磁的記録で保存する場合は電子署名) が**不要**となり、**記名のみ**でよいこととなっている

産業医が行うことが最も適切な業務

(法令で**医師等**と明記されているもの)

- 5)健康診断及び面接指導の結果に基づき、就業上の措置に関する意見を述べること。(法第66条の4、法第66条の8第4項、法第66条の10第5項)
- 6)長時間労働に従事する労働者の面接指導を行うこと(法第66条の8第1項)
- 7)ストレスチェックの結果に基づき労働者の面接指導を行うこと(法第66条の10第3項)
- 8)健康診断及び長時間労働の面接指導、ストレスチェック等の健康管理に関する企画に関与し、助言や指導を行うこと(則第14条第1項第1,6,7号)
- 9)診断書その他の健康情報を解釈、加工し、就業上の措置に関する意見を述べ、治療と就業の両立支援等の労務管理に活用すること。(則第14条第1項第6号)

産業保健スタッフや外部機関の協力を得て産業医の業務負担が軽減できる業務

産業保健に知見のある看護師や保健師、衛生管理者が産業医とチームを組んで産業保健活動を行いうる。作業環境測定士、労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門家が積極的に業務を行うことが期待される

- 健康診断の実施と結果に基づく労働者への保健指導
- ストレスチェックの実施と結果に基づく集団分析
- 面接指導等の記録を保存すること
- 作業環境測定の結果を確認し、職場環境改善に関する意見を述べること
- 職場や作業の快適化、労働衛生教育、その他の健康管理・健康相談・健康の保持増進

全国医師会産業医部会連絡協議会

現場の産業医が直面する課題解決^{※1}の為、
全国的組織として支援することが必要

既存の組織を活かし、ネットワーク化

第1回全国医師会産業医部会連絡協議会 R2.5.31（日）開催

主催：日本医師会 日本産業衛生学会

後援：厚生労働省 労働者健康安全機構 産業医科大学
産業医学振興財団 中央労働災害防止協会

Webページ「<https://www.sangyo-doctors.gr.jp/>」（R3.10.21公開）

産業医からの提言

- 企業における産業保健活動の活性化をより具体的に検討する
 - 衛生管理者との連携で産業医のコア業務の効率を高める
 - 衛生管理者からの情報提供が重要
 - 健康診断結果報告書の様式統一は必須
 - 健診判定基準や表記法のバラつき、問診結果の記載を改善
 - がん検診など、混在した機微な個人情報扱いルール
 - 両立支援のための主治医との連携強化
 - 診療報酬算定されないメンタルヘルスの連携支援を
 - 地域の小規模事業場への産業保健サービス強化
 - 産業医選任義務を30人以上事業場へ
 - 産業保健への地域行政の関心アップ
- 地域職域連携推進協議会